分割基準の基本的な考え方

2以上の都道府県において事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設けて事業を行う法人は、課税標準額の総額を分割基準により分割し、各都道府県に申告します。

この分割基準は、法人県民税法人税割の場合には従業者の数ですが、法人事業税の場合には、法人の行う事業によって異なります。各事業と分割基準の関係は以下のとおりです。

事業		分割基準
非製造業		課税標準額の2分の1：事務所等の数 課税標準額の2分の1：従業者の数
製造業		従業者の数 （資本金1億円以上の法人は、工場の従業者の数を1．5倍にします。）
鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業・倉庫業		事務所等の固定資産の価額
電気供給業※	小売電気事業	課税標準額の2分の1：事務所等の数 課税標準額の2分の1：従業者の数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	課税標準額の4分の3：発電所の発電用電気工作物に接続する電線路の電力容量 課税標準額の4分の1：事務所等の固定資産の価額 ※　接続する電線路がない場合は、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額で分割
	発電事業	課税標準額の4分の3：事務所等の発電所用固定資産の価額 課税標準額の4分の1：事務所等の固定資産の価額 ※　発電所用の固定資産がない場合は、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額で分割

※　平成29年度税制改正により、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。

【従業者の数の算定】

従業者とは、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいいます。具体例は以下のとおりです。

◇　常勤、非常勤の別を問わず、例えば、非常勤の重役、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いなども、従業者の数に含めます。
◇　派遣会社等から派遣を受けている場合は、派遣労働者を従業者の数に含めます。
◇　他社への出向者は、出向先の従業者の数に含めます。（出向元の従業者の数には含めません。）
◇　連続して1月以上の期間にわたる病気欠勤者、組合専従者等は従業者数に含めません。

従業者の数は、原則として、事業年度の末日（以下「期末」という。）における数値です。ただし、事業年度の途中で新設若しくは廃止された事務所等がある法人については、次の方法で算定します。

①	事業年度の途中で新設された事務所等の従業者の数
	期末従業者数　×　新設から期末までの月数 ／ 事業年度の月数
②	事業年度の途中で廃止された事務所等の従業者の数
	廃止月の前月の末日の従業者数　×　廃止までの月数 ／ 事業年度の月数
③	事業年度を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所等の従業者の数 ※各月の末日の従業者の数のうち最大値　＞　最小値×2の場合
	各月の末日の従業者数の合計 ／ 事業年度の月数

【事務所等の数の算定】

事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数値を合計した数値です。

（例）　事業年度　4月1日～翌年3月31日まで
A県a事務所を7月20日に廃止し、B県b事務所に同日移転した。

事務所＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
A県　本　社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	15
A県　a事務所	○	○	○										3	
B県　b事務所				○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	
C県　c事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	